別紙

議事の経過

午前 10 時 15 分　開会

司会　　ただいまから第 1 回上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会を開催いたします。本日は第 1 回の検討委員会ということで、委員長・副委員長が選出されておりませんので、委員長・副委員長が選出されるまでの間、私の方で議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいた資料につきましては、本日の次第が 1 枚、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会委員名簿が 1 枚。右上に資料の①と印字されております、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例が 1 枚。同じく右上に資料の②と印字されております、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会会議の公開について、両面 3 枚つづりのものになります。最後に、資料の③といたしまして、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会議事資料、両面横のものが一部という形になります。

以上 5 点でございますが、資料で不足している方はおりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第の 2、自己紹介に移らせていただきます。今年度初めての会議となりますので、委員の皆様は、お手元の名簿順、1 号委員の荒井様から自己紹介の方をお願いいたします。

2　自己紹介

荒井委員　　皆さんおはようございます。元全国都市清掃会議の荒井でございます。実は今年の 4 月末をもちまして、全国都市清掃会議を退職いたしまして、ちょっと格好良く言うとフリーランス、少しみっともない言い方をすると無職でございます。いろいろと 50 年、携わっておりまして、経験をなるべく活かしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

川嵜委員　　おはようございます。埼玉県環境科学国際センター資源循環・廃棄物担当の川嵜と申します。よろしくお願いします。私はですね、埼玉県に入ってから 20 年間ずっと廃棄物に関わることをやって参りました。現在は、サーキュラーエコノミーの推進をメインに手伝おうということですが、事務的には紙の資源をもっと増やそうと、実は燃えるごみの中に紙ってすごいたくさんあるんですね。それで、今ペーパーレス社会になってきて古紙の資源がだんだんだんだん足りなくなってきてる。それをぜひですね、協力していただいて、燃やすごみを減らすと同時に、紙の資源を増やそうと思ってるので、よろしくお願いします。

長谷川委員　　自己紹介をさせていただきます。長谷川三雄といいます。ライフワークは環境先進国、ヨーロッパ・北欧の環境政策をずっとやって参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

細田委員　　上から 4 番目にあります、伊奈町の環境審議会、細田浩でございます。よろしくお願いいたします。環境審議会以外でも、専門が土地環境の方の分野でしたので、都市計画審議会にも関与させていただきます。よろしくお願いいたします。

坂本委員　　上尾市副市長の坂本と申します。皆様方の忌憚のない意見交換、どうぞよろしくお願いいたします。

秋葉委員　　伊奈町副町長の秋葉と申します。この 4 月から着任させていただいてお世話なっております。どうぞよろしくお願いいたします。

藤田委員　　上尾市環境経済部長の藤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。広域処理施設、非常に本市と伊奈町さんと、重要な施設でございます。きちんと前向きに捉えて意見交換をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

久木委員　　伊奈町役場のくらし産業統括監の久木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。忌憚ない意見等を交換できればと考えておりますので、よろしくお願いします。

平田委員　　上尾市自治会連合会理事の平田秀明と申します。よろしくお願いいたします。特に、ごみの集積地域のごみの出し方をめぐる問題、ごみ置き場の問題で大変苦労しているところがありますが、本件にもかかわらせていただきますのでよろしくお願いいたします。

田井委員　　伊奈町区長会の会長の田井と申します。よろしくお願いします。区長になって私ももう 9 年、今回 10 年目なんですけども、なかなか代わりがいませんのでちょっと難しいなと思うんですよ。それはそれとして、ごみの問題はですね、今まで区長ずっとやってる中で一番、重い仕事。毎日毎日と言っていいほど、電話がかかってくる。本当に、何よそんなものはそっちで解決しろっていうようなのもありますけども、やはりこの生活から切っても切り離せない、その問題ですので、今回は皆さんと意見交換してやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

内田委員　　上尾市、地元上平塚区の自治会長をしております内田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。この場でご議論いただいた内容を私なりに一生懸命学習して噛み砕いて、近所の方、地元の方にわかりやすくご説明できるような、そういったスタンスで一生懸命頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大島委員　　おはようございます。今度の施設の地元である柴中荻の区長です。大島といいます。区民からですね、100 以上の要望があるんです。大半は、処理施設というよりも、むしろそれに併設するような要望が多いです。私も一番最初は、温泉でもできればいいな。上尾は近くに温泉あるから、伊奈

町の近くに温泉あったらという期待を持っていました。ところがいろいろ資料とか見させてもらうと、かなり建設価格がが一っと上がってて、これはどうしたらいいものかと、「委員だった区長はあのとき何をしてたんだ。」と言われてしまう予想があります。ただ本当、将来できたら、区民とか、それから上尾市民さんたちが喜ばれるような、何らかの形でできればいいなと思っております。よろしくお願いします。

司会　　ありがとうございました。次に、組合側の紹介をさせていただきます。初めに畠山管理者から自己紹介の方よろしくお願いいたします。

畠山管理者　　管理者の畠山でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。先ほども委員さんの方からいろいろお話いただきましたけども、本当にね、最新の処理施設ができればいいのかなと思います。いろんな意味で環境問題等も絡んでおりますし、また地域の要望等も踏まえて、そういったすばらしい施設ができますことをぜひお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

事務局　　上尾伊奈資源循環組合局長の林田と申します。4 月から着任させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局　　同じく上尾伊奈資源循環組合の次長を務めます秋元と申します。1 年間よろしくお願いいたします。

事務局　　同じく上尾伊奈資源循環組合の吉野と申します。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

事務局　　同じく上尾伊奈資源循環組合の施設担当の池田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局　　上尾伊奈資源循環組合の須藤と申します昨年度に引き続きとなります。今後も精一杯頑張って参りますのでよろしくお願いいたします。

司会　　本日は組合の構成市町の方の担当者も出席しておりますので、自己紹介の方をさせていただきます。

上尾市環境政策課　　上尾市環境政策課長の大竹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

上尾市環境政策課　　上尾市環境政策課、櫻井と申しますよろしくお願いします。

伊奈町環境対策課　　伊奈町環境対策課長の本多と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

伊奈町環境対策課　　伊奈町環境対策課、齋藤と申します。よろしくお願いします。

司会　　引き続きまして、今年度、基本計画策定の支援を行うコンサルタント会社も出席しておりますので、自己紹介の方をさせていただきます。

コンサル　　おはようございます。本委員会の運営支援をさせていただきます。パシフィックコンサルタンツの長谷川と申します。どうぞよろしくお願いします。

コンサル　　同じく、パシフィックコンサルタンツの村田と申します。よろしくお願いいたします。

司会　　自己紹介につきましては以上となります。皆様、よろしくお願いいたします。

3　上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例について

司会　　続きまして、次第の 3、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

事務局　　はい。上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例について説明させていただきます。

それでは、資料①の設置条例をご覧ください。第 1 条では、新たに建設するごみ広域処理施設の整備に関わる必要な事項を調査審議するため、地方自治法の規定により、本委員会を設置するものとしています。

第 2 条。当委員会の所掌事務につきましては、管理者の諮問に応じ、ごみ広域処理施設の整備方針等について調査審議を行い、その結果を管理者に答申するものとしています。後程、管理者より諮問書を委員長へお出しいたします。

第 3 条第 1 項では、本委員会の委員を 12 人以内と定めています。第 2 項では、委員の構成を（1）識見を有するもの、（2）関係団体を代表するもの、（3）組合を組織する地方公共団体の職員、（4）管理者が必要と認めるもの、と定めておりまして、委員名簿についてはお手元の委員名簿をご覧ください。

第 4 条の任期については、本日から第 2 条に掲げる所掌事務が終了するまでとなり、本委員会といたしましては、ごみ広域処理施設の整備方針である基本計画の策定までとし、令和 7 年度中を予定しております。

第 5 条、委員長および副委員長については、各 1 人委員の互選によりこれを定めることとしています。本日の議事の中で、委員長副委員長の互選をお願いいたします。

第 6 条会議については、委員の過半数が出席とし、議事は出席委員の過半数で決することなどを定めております。なお本日は 12 名中 12 名が出席しており、会議の定数を満たしていることになります。

第 7 条では、関係者の会議への出席など、第 8 条では守秘義務について定めています。

第 9 条、庶務については事務局において処理するものとしております。

第 10 条では、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定めるとしており、後程審議の中で、会議の公開について協議をお願いしたいと考えております。

上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例については以上です。よろしくお願いいたします。

司会　　ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

4　委員長、副委員長の選出

司会　　続きまして、次第の 4、委員長、副委員長の選出についてでございます。

先ほど事務局からご説明した通り、委員会設置条例第 5 条により、委員長と副委員長は、委員の互選により定めることとされております。

選出につきまして、委員の皆様から立候補や推薦など、何かご意見等ございますでしょうか。

（場内より「事務局一任。」の声あり）

ただいま事務局一任との声がございましたが、皆様よろしいでしょうか。

（参加者一同「はい。」との返答）

それでは、事務局より案のご説明をお願いいたします。

事務局　　事務局といたしましては、ごみ処理施設の整備について、多くの自治体で助言指導を行ってきた豊富な経験をお持ちで、昨年の検討委員会においても委員長を務めていただいた荒井委員に引き続き委員長をお願いしたいと考えております。

また、伊奈町環境審議会会長で施設建設予定地周辺の環境にもお詳しい、細田委員に副委員長をお願いしたいと考えております。

司会　　ただいま事務局案といたしまして、委員長に荒井委員、副委員長に細田委員とありました。お 2 人ともご承諾いただけますでしょうか。

荒井委員、細田委員　はい。

司会　　ありがとうございます。ご承諾いただきましたので、委員長を荒井委員に、副委員長を細田委員にお願いしたいと存じます。

それでは荒井委員長、細田副委員長はお席の移動をお願いいたします。

ここで、お 2 人から就任のごあいさつをお願いしたいと存じます。初めに荒井委員長よろしくお願いいたします。

荒井委員長　　皆さん改めておはようございます。委員会のスタートにあたりまして簡単にご挨拶させていただきます。本委員会につきましては、先ほど畠山管理者さんの方からご挨拶がありましたように、昨年度、定めました基本構想に則ってですね、枝葉をつけた整備計画を作っていくということが役割

でございます。
そういった計画を作るに際してやはり上尾市、あるいは伊奈町の地域の環境、地域の住民の皆さんの意見を反映したような形でまとめていくということが必要かなと。また、先ほど大島区長さんの方からお話ありましたけど、非常にごみ処理施設をめぐる環境の変化、特にお金の問題も含めて、環境変化は大きいものがございます。そういう意味で、時代環境を反映したような、計画づくりをしていきたいというふうに考えております。
どうぞご協力よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

司会　　ありがとうございました。続きまして細田副委員長様、よろしくお願いします。

細田副委員長　　建設検討委員会の皆様、こんにちは。どうもご苦労様でございます。施設の供用の開始まで 10 年を切りました。我々が今から 10 年前に、ごみ処理施設あるいは廃棄物についての概念というのはどんなもんだったかと考えると、随分変わったと思います。今後おそらく 10 年経った後も、また考え方が随分変わっていくのかもしれません。上尾の市民、伊奈町の町民の生活がよくなるようにということだけを考えて、我々やってるわけです。是非とも皆さんの英知をご集積いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

司会　　ありがとうございました。

5　諮　　問

司会　　続きまして、次第の 5、諮問でございます。これより畠山管理者から諮問をさせていただきたいと存じます。畠山管理者、荒井委員長、前の方にお進みください。

畠山管理者　　上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会、委員長様。上尾伊奈ごみ広域処理施設建設に関わる整備方針等について。上尾伊奈資源循環組合および広域処理施設建設検討委員会設置条例、第 2 条の規定に基づき、新たに建設する上尾伊奈ごみ広域処理施設の整備方針等について、貴委員会の答申を求めます。上尾伊奈資源循環組合管理者、畠山稔。
よろしくお願いいたします。

司会　　ありがとうございました。畠山管理者と荒井委員長様はお席にお戻りください。ここで大変恐縮ではございますが、畠山管理者は次の公務がございますので、退席とさせていただきたいと存じます。
（畠山管理者　退室）
議事でございますが、委員会設置条例第 6 条第 1 項で、委員会は、委員会の会議につきましては委員長が議長になることとされておりますので、ここから先の進行について、荒井委員長に進行をお願いしたいと存じます。

6 議　　事

（1）会議の公開について

荒井議長　　それでは議事を進めたいと思います。お手元にございます次第に沿って進めて参ります。まず、議事の（1）会議の公開について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　それでは議事（1）会議の公開について説明いたします。それでは、お配りした資料②の 1 ページをお開きください。

こちらは上尾伊奈資源循環組合における審議会等の会議の公開に関して定めた指針になりまして、本委員会の会議につきましては、この指針に倣って執り行いたいと考えておりまして、お諮りするものでございます。

指針では、審議会等の会議を公開することにより、会議運営の透明性や公平性を確保するとともに、組合行政に対する住民の理解と信頼を深め、もって開かれた組合行政の推進を図ることとしております。

主な内容といたしましては、3.会議の公開において、会議は原則公開することとしております。なお、会議は原則公開ではありますが、内容によっては、秘匿にするべき内容の場合もあり、会議を一部非公開にすることもあるかと思われますので、その際は、4.公開または非公開の決定の通り、委員長から皆様にお諮りして決定していきたいと思います。

この他には、会議を開催する場合は組合のホームページで周知すること、会議の公開は傍聴によるものとし、傍聴者に対して会議資料の配布等に努めること、会議録を作成し、会議資料とあわせて組合のホームページに掲載することなどになります。

なお、会議録の作成については、7.会議録の作成において、上尾伊奈資源循環組合会議録作成基準によるものとしております。

資料の 3 ページ、上尾伊奈資源循環組合会議録作成基準をお開きください。基準では、会議録の記載事項や記載方法などを定めております。なお、本委員会の会議録は原則全文記録とし、発言した委員の表記方法につきましては、委員名が特定できないような形での作成を考えております。

また、会議録を組合ホームページなどに掲載する際に、本委員会の会議風景などの写真を掲載する場合は、その都度ご了解をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次になりますが、先ほど会議の公開は傍聴によるものと説明いたしましたが、会議の傍聴につきましては、資料の 5 ページ、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会傍聴要領案の通りに行いたいと考えておりますので、お諮りするものでございます。主な内容としましては、傍聴を希望する方の手続きや、傍聴人の注意事項について定めております。

なお、傍聴にあたっては、委員長の許可を経た上で入室することとし、定員は 5 名としております。以上、会議の公開について、委員の皆様にお諮りをしたいと思いますよろしくお願いいたします。

荒井議長　　どうもありがとうございました。ただいまの説明について、委員の皆様からご意見やご質問はございますでしょうか。

特にないようでしたら、それでは、会議の公開と会議録の作成、公開については、事務局の説明のあった通り、取り扱うことでよろしいでしょうか。

（参加者一同「異議なし。」との返答）

はい。どうもありがとうございます。異議なしということでございますので、事務局の説明の通り取り扱うものといたします。

それでは事務局に確認いたします。本日の委員会の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事務局　　5名いらっしゃいます。

荒井議長　　それでは会議室にご案内ください。

（2）上尾伊奈ごみ広域処理事業の経緯

荒井議長　　それでは、議事の（2）上尾伊奈ごみ広域処理事業の経緯について、事務局よりお願いします。

事務局　　資料③上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会議事資料をご用意ください。

1 ページ目をお開きいただきまして、上尾伊奈ごみ広域処理事業の経緯について説明させていただきます。2 ページをご覧ください。現在の両市町のごみ処理施設である上尾市西貝塚環境センターは平成 10 年 3 月、伊奈町クリーンセンターは平成元年 4 月に稼働を開始しており、ともに稼働開始から 20 年以上が経過しまして、施設の老朽化が進んでいることから、後継施設の検討が必要となっておりました。

そこで、上尾市と伊奈町でごみ処理の広域化を進めることとし、平成 30 年 6 月に上尾市伊奈町ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書を締結し、両市町にとって長年の懸念であった広域ごみ処理について、新施設の建設整備運営に向けて具体的に事業を進めることとなりました。

3 ページをお開きください。候補地の決定においては、上尾市長、伊奈町長などで構成される上尾伊奈広域ごみ処理協議会で候補地選定基準を策定し、候補地の抽出と公募を行いました。

その後、別途定めた候補地評価基準をもとに、候補地と抽出地を評価し、令和 2 年 8 月に建設候補地を伊奈町大字小室地内に決定いたしました。その後、令和 4 年 2 月には、広域ごみ処理施設の整備促進に関し、一部事務組合を設立することに合意し、上尾市伊奈町広域ごみ処理施設の整備促進に関する合意書を締結しました。

続いて、令和 4 年 3 月には、ごみ処理の広域化に係る基本的事項を明らかにした上尾伊奈広域ごみ処理基本計画を策定しました。このとき、上尾市において可燃ごみとしているプラスチック製容器包装を、伊奈町に合わせて分別することを決定しています。その後、上尾市と伊奈町によって、一部事務組合設立に向けて協議を進め、令和 5 年 4 月、上尾伊奈資源循環組合を設立し、新たなごみ処理施設の整備に向けて本格的に事業がスタートいたしました。

昨年度は、ごみ広域処理施設建設検討委員会を設置し、施設整備における基本方針などについて検討を進める、ごみ広域処理施設整備基本構想を策定したところでございます。

なお、基本構想の概要については後程説明させていただきます。

4 ページをお開きください。続きまして、建設予定地についてご紹介します。建設予定地は上尾市と伊奈町の境にある伊奈町側、大字小室地内にございます。西側が準用河川原市沼川、北側が県道さいたま菖蒲線、東側が町道第 106 号線。南側が整備予定の都市計画道路上尾伊奈線に囲まれた場所となります。面積が約 7 ヘクタールで、全域が市街化調整区域および農業振興地域に指定されております。

5ページをご覧ください。令和5年度の事業概要についてご紹介します。令和 5 年度、施設整備に関して実施した事業といたしまして、施設整備基本構想策定の他、現況測量調査と地質調査の 2 つの調査を実施しました。まず丸の 1 つ目、ごみ広域処理施設整備基本構想策定ですが、新ごみ処理施設の整備について、長期的かつ総合的な視点に立ち、周囲への環境に配慮し、安全安心なごみ処理施設とするための施設整備の基本的な方向性を定めました。

丸の 2 つ目の現況測量調査ですが、ごみ処理施設建設予定地において、ドローンによる測量である、UAV レーザー測量を行い、建設予定地全体の現況地盤高を把握し、建設予定地の現況平面図を作成いたしました。

続いて丸の 3 つ目の地質調査ですが、ごみ処理施設の建設予定地の 6 か所においてボーリング調査を実施し、予定地全体としての地質の大まかな状況を把握いたしました。これらの調査結果については、今後の施設整備の検討の際に使用していきたいと考えております。

6 ページをお開きください。続きまして、ごみ処理施設整備に係る、現在実施中の事業について説明いたします。令和 6 年度実施中の事業は 2 つございまして、1 つ目がごみ広域処理施設整備基本計画策定、2 つ目が環境影響評価となります。

まず、ごみ広域処理施設整備基本計画についての事業は、今年の 3 月に策定した基本構想をもとに、ごみ処理施設に必要な施設の種類や規模などを定め、ごみ処理施設の具体的な整備方針を決定するものとなります。本検討委員会での審議により、基本計画（案）を取りまとめ、令和 7 年度末の策定を目標に進めております。

現在実施している 2 つ目の事業は環境影響評価です。環境影響評価と申しますのは、スライドの下の方の枠内に記載しておりますが、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、周辺地域の環境をあらかじめ調査し、建設工事や施設稼働による周辺環境への影響を予測評価し、これらを公表するとともに、地域住民や関係市等から、環境保全上の意見を聞き、これらを事業計画に反映させることにより、公害防止や自然環境保全を図るための制度となっております。

今回設置するごみ処理施設の処理能力が 1 日当たり 200 トンを超えるため、埼玉県条例の環境影響評価が対象とする大規模開発に当たるため、実施するものとなります。現在は調査計画書を策定しておりまして、調査計画書は計画予定のごみ処理施設の概要や、周辺環境の調査計画を記載した書類となりますが、こちらを秋ごろまでに取りまとめ、調査計画書の公告

縦覧、つまり公表は10月を目標に準備を進めているところでございます。

7 ページをご覧ください。今年 3 月に策定いたしました施設整備基本構想で定めた基本方針の紹介にうつります。施設整備における基本方針は 4 つ挙げておりまして、1 つ目に環境にやさしい施設。2050 年カーボンニュートラルに向け、資源循環や脱炭素化に寄与するとともに、周囲への環境負荷の低減が図れた施設とします。また、省エネルギーや再生可能エネルギーの取り組みに配慮するとともに、ごみ処理により発生するエネルギーを効率よく回収し、有効に活用できる施設とします。

2 つ目に、安全、安心で安定した施設。施設周辺の安全性に配慮し、事故や公害等が発生しない安全安心な施設にするとともに、施設の強靭性を確保し、災害時にも安定稼働できる施設とします。また、将来の社会情勢の変化に対応し、長期間にわたり安定的にごみ処理を行える施設とします。

3 つ目に、地域に貢献し、住民に親しまれる施設。周囲の景観に配慮するとともに、積極的に情報発信し、施設見学や、環境学習等を通じて、住民の方々が気軽に立ち寄ることができる、開かれた施設とします。また、災害時には防災拠点等として機能することで、地域に貢献できる施設とします。

4 つ目、経済性にすぐれた施設。耐久性を備え、経済的かつ効率的な設備や機器を導入し、ライフサイクルコストに優れた施設とします。

新ごみ処理施設の各種施設の整備にあたりましては、各基本方針のもと、構成市町と連携し、住民や事業者の協力を入れながら、施設整備を進めて参りたいと考えております。

8 ページをご覧ください。施設整備基本計画における主な検討事項について説明します。こちらは、上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想の目次の抜粋となります。施設整備基本構想では、赤枠で囲んでおります施設規模、ごみ処理方式、公害防止対策、主要な施設構成、施設配置、エネルギーの有効活用、地域貢献、環境教育機能、施設の強靭性、防災機能、事業方式、財源計画に関し、施設整備における方向性や考え方を定めました。

本検討委員会においては、施設整備基本構想で定めた方向性や考え方を土台とし、それぞれの具体的な整備方針を検討したいと考えております。その都度基本法構想の内容を説明させていただいた上で、施設整備に関する議論を進める予定をしております。

9 ページをご覧ください。最後に、事業スケジュールについてお示しします。上から 2 つ目の施設整備基本計画については、今後約 2 年かけて、皆様に整備方針等についてご検討いただき、令和 7 年度末を目標に取りまとめます。

次に上から 3 つ目の環境影響評価の手続きについては、令和 8 年度末にごみ処理施設を都市施設として都市計画決定する予定でございますので、都市計画決定権者である伊奈町と協力しながら進めて参る予定でございます。

その後の令和 9 年度からは、用地取得を進め、令和 11 年度から設計工事を経て、令和 15 年に新ごみ処理施設の供用を開始したいと考えております。

（2）の説明は以上になります。

荒井議長　　はい。どうもありがとうございました。それでは、委員の皆様からご意見ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。

じゃあ、私のほうから 2 点。まず 1 点目ですけれども、環境影響評価については、条例による環境影響評価を実施するということなんで、環境省が定める生活環境影響調査というものがあって、生活環境影響調査でやっている施設もなくはないわけで、ただ、施設規模が 240t だけあっていうことで条例になってくると思うんですけども、条例の方が生活環境影響調査より詳細に環境影響を評価するということでよろしいでしょうか。これが 1 点です。

それから 2 点目ですけれども、事業スケジュールが出てるんですけれども、事業スケジュールについて見ていくと、最後のところの、下から 2 番目に、設計工事という欄がある。設計が令和 11 年から入るという約 4 年間の事業を経て、供用開始する。一般に、こういった設計工事に先立って、要求水準書とか仕様書を作って事業者を選定するっていう作業が入るんですけど、それは、令和 9 年から令和 10 年の間に入ってくるんでしょうか。

事務局　　まず 1 つ目の環境影響評価についてですが、埼玉県条例の環境影響評価を行うということは、生活環境影響調査よりも、より網羅された幅広い環境への影響を見ることになります。ですので、生活環境の影響評価の項目は網羅した上で、それに加えて、動物調査ですとか、生態系の調査ですとか、周辺環境へのこの施設が建つことによる影響を把握することとなります。

荒井議長　　いわゆる環境省が定めてる生活環境影響調査より詳細な形で評価するよということでよろしいですか。

事務局　　はい。その通りでございます。2 つ目の事業スケジュールですが、現時点では事業者選定を令和 9 年度 10 年度で行う予定でおります。

荒井議長　　はい。どうもありがとうございます。ですからここに、用地取得と並行して、事業者選定に入ってるということですね。他に何かございますでしょうか。

■■委員　　よろしいですか。今、環境関係で、お話いただきましたけれども、この地域、浄水場の近くにあり、そして川の流域では、地震対策として、地盤が非常に悪いところもあり影響は広範囲に及ぶという思いもありますので、そのへんも今の県の条例の方が細かくやるということではありますけれども、心配な状況を抱えてると思うんでぜひお願いしたいというところと、それから、契約の関係が出ましたけれども、上尾市においては過去にごみ処理場の関係では非常に不名誉な事件が起きましたけれども、その辺の設定についても、より透明性持ってですね、具体的に、厳しくやって欲しいなというふうに思います。よろしくお願いします。

荒井議長　　はい。どうもありがとうございます。何か事務局の方で。

事務局　　はい。ご要望の方ありがとうございます。
おっしゃる通りですね周辺環境ですね、原市沼川という準用河川が流れておりまして、環境への影響ですね、他にも動物植物の生態系の関係とか、そのあたり環境アセスメントの調査の方で予定してございます。
もう 1 点いただきました契約の関係ですが、組合の事業で行っております、環境影響評価の調査であったりとか、基本計画の策定支援業務だったりとか、金額が大きいものですので、組合としましてはプロポーザル方式や一般競争入札により、審査もしっかりいたしまして、適切な処理を進めておりますので、今後もそのあたりはしっかりと適切に契約の処理を進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

荒井議長　　はい、ありがとうございます。アセスにあたって十分な地域環境が把握できるような形の調査を進めたい。契約にあたっては、透明性の高い形の契約方式に配慮して進めていきたいということだと思います。

事務局　　はい。その通りでございます。

荒井議長　　それではそのように進めていただきたいと思います。他に何かございますか。はいどうぞ。

■■委員　　6 ページの現在の事業について、質問じゃなくて、要望です。
最初にこの広域処理施設整備基本計画策定は、基本構想をもとにごみ処理施設に必要な施設の種類や規模などを定め、ごみ処理施設の具体的な整備方針を決定するとあります。特にですね、施設をどのぐらいの規模にするかっていうのをちゃんと定めなくちゃいけないということで、両市町の現状について説明する機会を設けて、いままで何をやってどのぐらい減ってきて、今後どういう減量化の政策を立ててこうやって減らしていきたいんだっていうのを、ある程度、委員会が開かれるときに説明していただきたいという要望です。

荒井議長　　はい、ありがとうございます。今の現状ですね。計画を決めるにあたって必要な現況について十分な説明を、今後委員会の中でやって欲しいというご要望ですけど、いかがでしょうか。

事務局　　ご要望ありがとうございます。ごみ処理施設規模等につきましては、組合と上尾市、伊奈町で連携してですね、今後、新しい処理施設の規模を設定する必要があると思いますので、連携して協議を進めながら、どれぐらいの施設規模になるのか、現状がどれぐらいなのか、また資源の循環等も含めまして設定をしていきたいと思いますので、そのあたりはこちらの検討委員会の方でも、説明はさせていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

荒井議長　　よろしいですか。それでは、今後も情報の透明性を高めるために、ぜひ

この席で説明いただければと思います。他に何かございますか。はいどうぞ。

■■委員　　環境影響評価についてですが、今年度からすでに並行して進められると思いますが、これはどこにやってもらうのか、パシフィックコンサルタンツなんでしょうか。それを我々が見ることがあって、実施中に検討することができるんでしょうかというのが 1 つです。

もう 1 つは、環境影響評価は地質だとか動物植物といった自然の状態へのアセス、そういうことがあると思うんですが、あと住民の生活ですよね。その周辺の住民の生活、中荻地区の人たちの生活とかですね、そういうことも含めて、影響調査をしていただきたいなと思っています。以上 2 つですね。できるでしょうか。

荒井議長　　いかがでしょうか事務局。1 つ目は、コンサルタントどうするのっていうことと、コンサルタント選定の途中経過について、何らかの形で見ることができるのかというだと思います。

事務局　　現時点で環境影響評価の受注者は決まっておりまして、もうすでに業務を始めているところです。今後、検討委員会におきましては、主に、環境影響評価に関することで施設の計画に関することには触れさせていただくのですが、調査項目について検討委員会で議論するということはないかと思っております。。

また、今後、公告縦覧に合わせまして、住民説明会等を開催する予定はございますので、その時に、ご参加いただくことが可能かなと思っております。

荒井議長　　条例の中でやる影響評価を実施するために技術指針が定められてるから、それに則って進めていきたいということですよね。ですから、先ほどの地質、動植物に並んで、住民の生活についての配慮、ということについても、その実施に則って評価するっていう方向でよろしいですよね。

事務局　　はい、技術指針に則って評価いたします。騒音振動ですとか、大気環境の調査ですとか、そのあたりの調査につきましては、地域住民の方々に安心していただけるような地点を設定して調査を進めていきたいと考えております。

荒井議長　　よろしいですかね。1 点、コンサルタントも選んでやるってことなんですが、これはどういう方式で選定したか説明してくれますか。

事務局　　一般競争入札で選定しました。

荒井議長　　一般競争入札ということで、透明性の高い競争入札で。 競争性が保たれるのではと。他に何かご質問ございますか。はい、事務局。

事務局　　すみません。環境影響評価を担当するのは、株式会社日建技術コンサル

タント埼玉事務所という会社となります。

荒井議長　　ちなみに入札には何社くらい参加しているのですか。

事務局　　11 社 が手を挙げてくださりました。

荒井議長　　11 社で競争入札をやった。日建技術コンサルタント埼玉事務所が取ったっていうことですよね。11 社ということで十分な競争と思います。よろしいですか。はい、どうもありがとうございます。他に何かございますか。

それではここまでの経緯については、事務局の説明通り了承するということにいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

（3）今後の検討事項

荒井議長　　それでは議事を進めたいと思います。議事の（3）今後の検討事項について事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　それでは議事の（3）について説明をさせていただきます。資料③のページをめくっていっていただいて 10 ページがちょうど表紙となっていて、その次のページ、11 ページをお開きください。

本委員会の今後の検討事項についてのご説明でございます。

今年度中は本日を含めて、合計 4 回の検討委員会を予定しております。こちら、皆様の資料のところですね、一番左の時期の欄のところ、黒い四角を記載した上で、青色で着色したもの、これが今回を除く次回からの第 2 回の 7 月、第 3 回の 11 月、そして第 4 回の年明け 2 月の予定の日付となっております。

なお詳しい日時につきましては次の議題でのご説明になりますので、割愛をさせていただきます。

この青色の着色に挟まれる形で、灰色で着色をしたところ、令和 6 年の 9 月には、埼玉県への環境影響評価調査計画書を提出。そして、年度末の 2 月と 3 月にはそれぞれ中間答申と、プラントメーカーヒアリングの実施を予定しております。今年度の検討委員会では、この 9 月、そして年度末のそれぞれの灰色のところの目標に向けて、各種議題を検討するという形になると考えています。

ですので、それぞれの目標、灰色の部分の目標について簡単にご説明をした上で、そこに至る各検討委員会の検討事項をご説明するという形で、この後お話を進めさせていただきます。

まず、9 月の埼玉県への環境影響評価調査計画書の提出ですが、前の議題でもご説明をいたしましたが、新ごみ処理施設の整備にあたっては、埼玉県条例に基づく環境影響評価を実施する必要がございます。環境影響評価では、事業実施が環境に与える影響を事前に調査、予測、評価をいたしますが、この手続きには今年度から足かけ 3 年ほどを要する予定となっております。今年度はこの調査、予測、評価という 3 段階のうち、最初の調査を始めるため、まずその調査の計画書を作成し、埼玉県に提出をすると

いうこととなっております。
この調査計画書には、事業の目的や施設概要を記載した上で、どういった調査対象をどのくらいの範囲で、どのような方法で調査するかといったことをまとめて記載をいたします。新ごみ処理施設がどのようなものになるかが大まかにでも決まっていないと、何を調査すればいいかもわからないという状態になってしまいますので、この調査計画書に記載するための施設概要、これをまず 7 月の第 2 回検討委員会で審議をしていただく予定となります。
審議内容は、現在のところの想定ではございますが、資料に記載した例として読み上げをさせていただきますと、環境影響評価調査計画書に記載する施設概要の検討として、配置動線、ごみ処理量、各種施設諸元、主要設備、焼却残渣の処理、処分方法、公害防止対策、環境保全計画、そして車両運行計画、工事計画、こういったものを考えておりまして、またそれとは別に、黒点の 2 つ目ですが、処理方式の検討も同時並行で進めるということを予定しております。
なお、1 回の検討委員会で一気にこれだけの事項を検討するということになりますが、この審議でこれらすべてを最終的な形にまで決定をするというものではなく、あくまで環境影響評価の調査を始めるため、現状で想定される施設概要、これを大まかに審議するという形のものとなります。
ここで審議した内容は、今後の審議の中で変更、修正をしていくということも十分にありうる、そういったものとなっております。
続いて、2つ目の目標。これが一番下の、来年2月と3月にございます。中間答申と、プラントメーカーへのヒアリングの実施となりますが、本委員会の最終的な目標は、今年度と来年度、この 2 か年をかけて、施設整備のための基本計画の案を取りまとめることとなります。その中間的な取りまとめとして、今年度の終わり、2 月には、今年度中の審議結果を本組合の管理者に中間答申をしていただく予定となります。
そしてこの中間答申の内容をもって、プラントメーカーへのヒアリングを実施する予定としております。プラントとは、焼却炉もしくはその他の設備から構成されるごみ処理施設全体のことを指す言葉となりまして、その建設を一手に行うメーカーをプラントメーカーと呼称をしております。
この検討委員会で、新ごみ処理施設の内容を審議、検討していく上で、検討した施設の内容にどのぐらいの建設費が実際かかるのか。また、その内容で実際に建設、運営していくということが、例えば技術的に、もしくはスケジュール的にできるのかといったこと、こういったことについては、実際に施設を建設、運営するプラントメーカーから意見を聴取してみなければ、実際のところはよくわかりません。
ですので、基本計画を策定するためには、まずは本検討委員会で審議をし、その審議内容について、プラントメーカーへヒアリングを行い、ヒアリングの結果を踏まえて、再度検討委員会で審議検討を進めるという手順が必要になると考えています。そのため、今年度末には、プラントメーカーに意見聴取をするためのヒアリングを実施する予定と考えております。
なおヒアリング対象となるプラントメーカー側には、施設の仕様の調査、もしくは見積もり等に多くの作業が伴うことを想定しておりますの

で、ヒアリングから回答を得るまで大体2、3ヶ月程度の時間がかかるということを想定しております。今年度から 2 か年をかけて、基本計画の案を完成させるということを予定しているため、来年の夏ごろには、プラントメーカーからの回答を得たいと考えておりますので、そこから逆算をして、今年度末、大体 3 月ぐらいまでをヒアリングの開始時期にしたいと、想定をしております。

そしてこの 2 月、3 月の中間答申の取りまとめとプラントメーカーへのヒアリングの実施という目標に向けて、11 月の第 3 回と、2 月の第 4 回検討委員会においては、施設の内容に関する審議をさらに深め、ヒアリング内容を決定していく必要がございます。

そこで、11 月の第 3 回では、こちらも資料の読み上げとなりますが、点が 4 つございまして、土木建築計画の検討、プラント設備計画の検討、処理方式の検討、そしてエネルギー利活用の検討という形で、7 月の第 2 回検討委員会の審議内をさらに深めていくというような予定をしております。

また、2 月の第 4 回検討委員会では、黒点の 2 つ目のところにありますが、メーカーヒアリングの内容を審議、決定をし、これでヒアリングをしていきましょうというところまでをまとめる予定としております。

また、新ごみ処理施設の内容を審議していく上では、現状においてはまだ実証実験段階にある技術、もしくは導入事例のごくわずかな技術など、先進的な技術についても検討していく必要があると考えておりますので、事務局でごみ処理に関する各種先進技術についての調査を進めさせていただき、2 月の第 4 回検討委員会をめどに、皆様にも調査結果を踏まえた審議検討をしていただきたいと考えております。

それがこの第 4 回の上側の黒点にありますが、先進技術導入可能性の検討になりますので、事務局から調査結果を取りまとめてご提示をする 2 月までは審議は特にないかなと考えております。

今年度、検討委員会の検討事項についての説明は以上となりますが、今年度からの審議内容については、ごみ処理施設整備のための専門的な領域に踏み込むものが多々ありますので、各検討委員会において審議に必要な知識情報については、わかりやすくご提示をした上で、皆様にご審議検討していただけるよう努めて参ります。

なお来年度の検討事項こちらに書いておりませんが、今年度の審議の進行具合を考慮して、また年度末に検討して参りたいと考えております。説明は以上となります。

荒井議長　　はい。どうもありがとうございます。ただいま、今後のスケジュールについて話がありました。2 か年計画でやって、委員会、追加ヒアリング、委員会という形で、精度を高めて、決定をしていきたいという説明だったと思います。何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。はい。どうぞ。

■■委員　　9 月に環境影響評価調査計画書の提出ということがあるんですが、本体はさることながら、それに付随するであろう地域振興施設、何ができるかわかりませんけれども、そういったものもこの環境影響評価調査の計画書

には盛り込まれていくものなんでしょうか。

事務局　　そうですね。現状、全く決まってない状況にはなりますが、この環境影響評価調査計画書においては、例えば施設配置、こういったぐらいの建物がこの辺りに建つといったような情報、そういったことを基にして例えばそれがどのように日影に影響するかとか騒音に影響するか、景観に影響するかということ、調査計画書で調査内容を確定していく必要があるので、例えば、そういったような振興施設というものが別棟建ての大きな建物になってしまうとか、ごみ処理施設と同じぐらいのものになってしまうとか、もしそういったことがあれば当然、この調査計画書にも影響を及ぼしていくので検討するという形になるとは考えております。どういったものになるかということよりは、もしそのような影響を及ぼすような大きな施設になってしまうということであれば、当然、検討対象として加えていくものになると考えております。

荒井議長　　その辺のところはもう少し埼玉県といろいろ打ち合わせしていくんでしょうから、計画書を提出する以前に、ある程度アウトラインがイメージできたら、説明をしていただけたらと思います。他にございますか。はい。

■■委員　　すいません、環境関係でいくと地元地域の関係はかなり影響すると思うんですが、地域の要望意見等については、この中ではどういう扱いになるんでしょう。

全く地域の関係が出てこないんで、先ほどの説明会等の話はあったんですが、具体的にこういうことが 1 つ 1 つ進んでいく段階では、この関係についての配慮はどのように考えてらっしゃるか教えていただければと思います。お願いします。

荒井議長　　はい。地元に対する配慮をどのような形で考えているかということですけど。

事務局　　今年の 9 月に提出をするのはあくまで調査計画書。このような施設になりそうなのでひとまずこういった調査対象としますというところになるんですが、この9月の埼玉県の提出の後、10月から11月にかけて、地元となる伊奈町の町民に対するもの、あとは半径 3 キロ圏内の市町村、ですので当然この上尾市も含めて、市民、町民に対しての調査計画の説明をまずさせていただきます。

これについては条例で定められた説明会になりますので必ずやるという形で、ここでご説明をした上で、ご意見をその場で伺うこともあるでしょうし、またそのあと、住民からの意見書の提出という形で、ご意見をいただき、その意見をもとにして、調査計画の内容を場合によっては練り直していくという形になります。

また、この調査計画というのは事前の調査になりますので、まずここで周辺の例えば道路交通状況等を調査した上で、実際の施設がどのような大きさ、どのような内容になっていくか、施設ができ上がった後にどのよう

に影響が出ていくかを予測するのは、来年度以降になるので、ひとまず今年はこういった施設なのでまず調査をさせていただく。そして、その調査内容、調査箇所などに、ご意見をお聞きした上で反映をしていくという形になりますので、そういった中で、住民のご意見を、段々と反映させていただきながら、足かけ 3 年をかけて、この環境影響評価の中で住民の方のご意見も反映した最終的な施設計画に立ち上げていくというような手続きとなっております。そのような中で、住民の方のご意見を把握するというところを、今のところは検討してるところです。

荒井議長　　要所要所で住民の皆さんの意見聞いて、それでそれを計画に反映していく必要があれば反映していくということです。 次回で結構ですから、いわゆる環境影響評価の手続きの概要とか流れという、その辺をお示ししていただいて、ここで皆さんに聞きますよ、ここでこういうふうに直しますよというところがわかれば、提示していただきたいと。そういうことでよろしいですか。そのように取り扱いたいと思いますのでよろしくお願いします。他にございますか。はいどうぞ。

■■委員　　説明の中でもあったんですけども、2 回の検討委員会とか、非常に報告数が多いように感じてしまうんです。大まかな審議なのでっていうことがありましたけど、なるべくですね、早めに書類ができたら送っていただいて、中を見る、ちゃんと精査する余裕をいただきたいというのがまず 1 点と。

2 点目はですね、これ、今の説明にもちょっと通じるところがあるのかもしれないんですが、2 回 3 回のところの処理方式の検討というのが、2 回出てくる。これ 2 回、何を検討するのかとかですね、あんまり明確じゃないところがありまして、もうちょっと詳細にですね、この処理方式検討というところで何を決定、どういうところを、するのかというところ。あと 3 回目にプラント設備計画の検討ってあるんですけど、これ、具体的にはどういうことを検討しようかなっていう。その辺のところ、教えていただきたいなと。

荒井議長　　はい、ありがとうございます。2 点ありました。ちょっと第 2 回で検討する内容が多すぎるから、あらかじめ資料を示して欲しい。場合によって例えば配置動線計画をやったって、それこそ、1 時間かかっちゃう場合も考えられる。あらかじめ、資料を示して欲しい。これが第一。それから、その処理方式の検討やプラント設備計画について具体的な内容がもう少しわからないかとのことです。

事務局　　まず 1 点目のご指摘について、早めの資料の作成と送付については宿題として頑張らせていただきます。

また 2 点目ですね、処理方式の検討を 2 回でという形で記載をしているんですが、現状、組合事務局側としても具体的にこうだという答えが出てるものではないんですが、今のところの想定として、まず第一段階において、例えば近年導入実績があまりにも少ない処理方式であったり、もしくは近年あまり流行りじゃないもの、あとはそれぞれの市町が今後検討する

ごみの分別収集の内容からして、導入がかなり難しいと思われるもの、こういったものについて、なぜ難しいと思われるかをご説明もした上でふるいにかけて除外する。

そして、そこで具体的に今後しっかりと検討していこうとふるいにかけたものを、プラントメーカーへのヒアリングまでに 1 つに決定をするというところまで行く必要はないので、あくまでこれとこれとこれぐらいは具体的に行きそうだよねっていうところまでのふるいにかける作業を 2 回目で通す。まず粗目のふるいで、次にちょっと細かめのふるいでという 2 回のところを想定しているので、その時にどのような網目にかけるかという内容については、今後、事務局とコンサルの間で相談をさせていただいて第 2 回のところで正式に発表できればと考えております。

またプラントの設備計画の検討ですが、これもかなり多岐にわたる内容になってしまうので、一例として、例えばごみを運んできたときにそれをピット&クレーン方式というような、ごみピットという深く掘ったところに溜める方式にするのかとか、そういったことも含めて実際にごみ処理施設の中にある 1 つ 1 つの設備について、このような方向性このような方向性というのを、実際にはこういう方法やこういう処理方式がありますというところを説明した上で、実際の導入事例であったりとか、メリットデメリットをご提示した上で、こういったものを新しい施設では導入していく候補としていきませんかというところの絞り方になってくるかなというところです。具体的には事務局でも確定はしてないんですが、そのような形でこの第 3 回についても、実際には細かくは書いていないですが、かなり多めのものを話し合っていくことになるとは考えております。

■■委員　　この第 3 回、これ内容が非常にすごく多くなりそうなんで、やはり、なるべく早めに見せて、検討する余裕を与えていただけたらと。会議、審議会の時間も短い時間でしていただきたいと思います。以上です。

荒井議長　　はい、ありがとうございます。確かにこれを見ると非常に多岐にわたって長くかかりそうな感じがするんです。場合によっては、回数、会議の開催を増加するなんてことも、ある程度視野に入れとかないといけないかなという気がします。その前段階としては、あらかじめ資料を委員の皆さんにお配りして、きちっと目を通していただく、場合によったら、事務局が各委員さんに説明に伺うというようなことも考えているとはおりますけど、そういう方向でよろしいですか、事務局の方。

まず、とにかく資料をちゃんと早く出して見ていただき、必要に応じて、事務局が説明するということも考えておいて欲しい。それから、第 3 点目としてはやはり、場合によったら、回数を増やして、検討する。それは最悪の場合ですけどね。とりあえずそういう方向で進めてよろしいですか。

はい、どうもありがとうございます。ではそのように取り扱いたいと思います。他に何かございますか。それじゃちょっと非常に中身的に重い、厚い内容なんですけれども、できる限りこのスケジュールで行けるように、あらかじめの資料づくり、あらかじめの説明というのをやっていっていただいて、いけたらと思います。よろしくお願いします。

それでは議事 3 については以上とさせていただきます。

（4）今後のスケジュール

荒井議長　　次に議事 4、（4）の開催スケジュールについて事務局より説明があります。

事務局　　お手元の資料 13 ページに基づいてご説明をいたします。
今年度の本検討委員会の開催スケジュールでございますが、開催日時については、会場等の都合もあり、大変失礼ながら事務局で事前に決定をさせていただいております。
次回、第 2 回検討委員会は、令和 6 年 7 月 23 日火曜日の午前 10 時からとなります。場所ですが、今回は上尾市役所ですが、第 2 回目以降はイコス上尾となります。
イコス上尾の 3 階、音楽室兼大会議室となりまして、昨年度からお世話になっている委員様につきましては、イコス上尾はいつも 2 階の会議室を使っていたんですが、ちょっとこの第 2 回だけその 1 階上、一番上の階にある 3 階の音楽室兼大会議室となります。開催通知の際には、マップと、どこの会議室になりますというものをお示ししますが、第 2 回だけ場所が異なりますのでご注意ください。
続いて第 3 回でございますが、これは令和 6 年 11 月 19 日の火曜日の午後 2 時からを予定としております。場所はイコス上尾ですが、ここから 2 階の研修室となっております。7 月と 11 月の開催部屋が変わりますのでご注意をください。その都度、ちゃんとマップでお示しをさせていただきます。
最後、第 4 回検討委員会ですが、令和 7 年 2 月 5 日水曜日の午後 2 時から、こちらも同じくイコス上尾研修室を予定しております。今年度は本日を併せて記載をさせていただいた合計 4 日間で開催をいたしますのでご予定の確保、よろしくお願いいたします。
なお一番下のところですね、各開催日の 2 週間前を目安に開催通知、会議資料を送付いたしますという予定にしておりますが、先ほどの■■委員からのお話を受けてですね、ここについては努力をさせていただきます。
ご都合がつかず、欠席をされる場合については開催通知を受け取られてから、事務局にご連絡をいただければと思います。
開催スケジュールについては、説明は以上となります。

荒井議長　　はい、ありがとうございます。第 2 回、第 3 回、第 4 回について、それぞれ 13 ページに書いたような日程で進めたいという説明がありました。併せて、一番下に書いてあるんですけど、各開催日の 2 週間前を目安に、開催通知、これ大事なところですね、会議資料をお送りしますので、会議資料も送られてきますので、ぜひお目通しいただきたいと思います。事務局の説明について何かご意見ご質問ありましたらよろしくお願いします。
それではとりあえずこの計画で進めていきたいと思います。意見をたくさん言わなきゃいけませんけども、このスケジュール通り、事前の準備、事務局も委員の皆さんもよろしくお願いしたいと思います。以上で用意さ

れた議事は終了させていただきたいと思います。それでは事務局にマイクを返しますのでよろしくお願いいたします。

7　その他

司会　　荒井委員長ありがとうございました。続きまして次第の 7、その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。ないようですので、事務局から何かございますでしょうか。

事務局　　はい、事務局よりございます。

1 点目ですが、本日の会議の議事録についてでございます。本日の会議録につきましては、事務局で作成をした後、荒井委員長のご署名をいただきまして組合のホームページに公開をする予定となります。なお、その公開に合わせて、委員の皆様には別途会議録を渡しする予定となっておりますので、それまでお待ちください。

2 点目、行政職以外の委員の方へのご連絡となりますが、本委員会については、設置条例に基づき、委員会にご出席をいただいた場合に、委員報酬をお支払いする予定となっております。その関係で、開催通知に併せて報酬の口座振替の依頼書およびマイナンバーの提供書を事前送付させていただきました。すでにご提出をいただいた方もいらっしゃると思いますが、まだご提出されてない方についてはお帰りの際に事務局にお渡しください。

なお、本日用紙をお忘れの方等については、予備の用紙とそれを入れる封筒をお持ちしておりますので、お声掛けいただければお渡しいたしますので、そういった方は後日ご提出をいただければと思います。事務局からのその他事項の説明は以上となります。

司会　　ただいまの説明につきまして、委員の皆様から何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

8　閉　　会

司会　　以上をもちまして、第 1 回上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会を閉会とさせていただきます。皆様お疲れ様でした。

午前 11 時 35 分　閉会